

京都市職員給与条例の一部を改正する条例（平成30年12月20日京都市条例第32号）（行財政局人事部給与課）

1 本市人事委員会からの勧告等を踏まえ、職員の給与について、次の措置を講じることとしました。

(1) 宿日直手当の限度額の改定

宿直勤務又は日直勤務を命じられて勤務した職員（入院患者の病状の急変等に対処するための医師等を除く。）に対して支給する宿日直手当の限度額を、その勤務1回につき、4,400円から5,400円に改定します。

(2) 期末手当の改定

平成31年4月以後に支給する職員の期末手当の支給割合の限度を次のとおり改定します。

ア 再任用職員以外の職員

区 分	改 正 前	改 正 後
6 月 支 給 分	100分の122.5（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の102.5）	100分の130（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の110）
1 2 月 支 給 分	100分の137.5（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の117.5）	

イ 再任用職員

区 分	改 正 前	改 正 後
6 月 支 給 分	100分の65（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の55）	100分の72.5（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の62.5）
1 2 月 支 給 分	100分の80（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の70）	

(3) 勤勉手当の改定

平成30年12月以後に支給する職員の勤勉手当の支給割合の限度を次のとおり改定します。

ア 再任用職員以外の職員

区 分	改 正 前	改 正 後
平成30年度 12月支給分	100分の90(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の110)	100分の95(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の115)
平成31年度 以後支給分		100分の92.5(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の112.5)

イ 再任用職員

区 分	改 正 前	改 正 後
平成30年度 12月支給分	100分の42.5(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の52.5)	100分の47.5(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の57.5)
平成31年度 以後支給分		100分の45(管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては、100分の55)

(4) 初任給基準に係る給料月額の改定

行政職給料表1級の35号給を受ける職員のうち、新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員で市長が定めるものの給料月額(183,700円)を185,200円に改定します。

(1)の措置は平成30年4月1日から、(3)の措置は同年12月に支給する勤勉手当から、その他の措置は平成31年4月1日から実施することとしました。

2 1(1)及び(3)に準じ、教職員の給与について必要な措置を講じることとしました。

京都市職員給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月20日

京都市長 門川 大作

京都市条例第32号

京都市職員給与条例の一部を改正する条例

京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第15条中「4,400円」を「5,400円」に改める。

第17条第2項各号列記以外の部分中「, 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる」を「100分の130（管理又は監督の地位にある職員で任命権者が定めるものにあつては, 100分の110）以内の」に改め, 同項各号を削り, 同条第3項中「, 同項第1号中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と, 「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と」を削り, 「同項第2号」を「同項」に, 「100分の137.5」を「100分の130」に, 「100分の80」を「100分の72.5」に, 「100分の117.5」を「100分の110」に, 「100分の70」を「100分の62.5」に改める。

第18条第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に, 「100分の110」を「100分の112.5」に改め, 同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に, 「100分の52.5」を「100分の55」に改める。

別表第1の1備考2を削り, 同備考1を同備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は, 公布の日から施行する。ただし, 第17条及び別表第1の1の改正規定は, 平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市職員給与条例（以下「改正後の条例」という。）第15条（京都市教職員の給与, 勤務時間等に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）第21条において準用する場合を含む。）の規定は平成30年4月1日から, 改正後の条例第18条第2項（教職員給与条例第27条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は同年12月の支給に係る勤勉手当から適用する。

(勤勉手当の額の特例)

3 平成30年12月の支給に係る勤勉手当の額に関する改正後の条例第18条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の京都市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(行財政局人事部給与課)